

第117期 定時株主総会招集ご通知



日時

2023年3月30日(木曜日)
午後1時



場所

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地

当社会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び
内容改定並びに制度継続の件

インターネット等または
書面（郵送）による
議決権行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましても、当日のご出席に代わり、インターネット等または書面（郵送）による議決権行使を是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 5957
2023年3月9日

株 主 各 位

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地
日東精工株式会社
代表取締役社長 材 木 正 己

第117期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.nittoseiko.co.jp/ir/ir_calendar.html

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「日東精工」または「コード」に当社証券コード「5957」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2023年3月29日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午後1時
2. 場 所 京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第117期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定並びに制度継続の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに行使してください。
- (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時までにご到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および定款第18条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載していません。

- (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- (4) 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

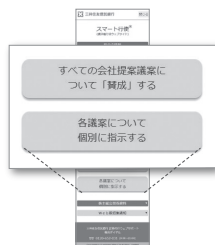
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

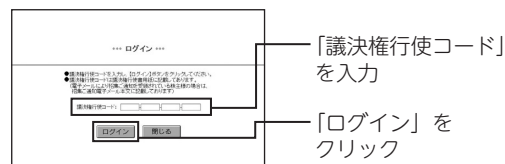
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

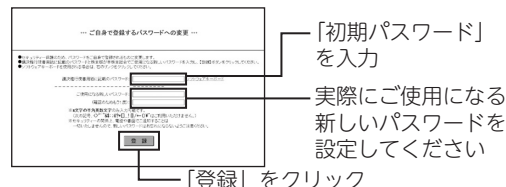
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置づけ、企業体質の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保に努めつつ、業績に見合った安定的かつ適正な配当の継続を利益配分の基本方針としております。配当につきましては、普通配当8円とし、その他の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	
別途積立金	1,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目およびその額	
繰越利益剰余金	1,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類		
金銭		
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額		
当社普通株式1株につき金8円	総額	297,462,488円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

なお、昨年9月に1株につき8円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき16円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の強化のため、取締役会が、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）および最高財務責任者（CFO）を選定することができる旨を、現行定款第22条（代表取締役および役付取締役）に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（代表取締役および役付取締役） 第22条 （条文省略） ② （条文省略） （ 新設 ）	（代表取締役および役付取締役） 第22条 （現行どおり） ② （現行どおり） ③ <u>取締役会は、その決議によって、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	ざい き まさ み 材 木 正 己	再任 男性	代表取締役社長 社長執行役員 14回/14回 (100%)
2	あら が まこと 荒 賀 誠	再任 男性	代表取締役 専務執行役員 経営管理部門担当兼 サステナビリティ推進室長 14回/14回 (100%)
3	うえ じま のぶ ひろ 上 嶋 伸 宏	再任 男性	取締役 執行役員 メディカル新規事業部事業部長兼 研究開発部門担当兼研究開発部長 14回/14回 (100%)
4	やま ぞえ しげ ひろ 山 添 重 博	再任 男性	取締役 執行役員 制御システム事業部事業部長兼 生産技術部門担当 14回/14回 (100%)
5	まつ もと しん いち 松 本 真 一	再任 男性	取締役 執行役員 財務部門担当兼支店管理部門担当 14回/14回 (100%)
6	あさ い もと き 浅 井 基 樹	再任 男性	取締役 執行役員 ファスナー事業部事業部長 12回/12回 (100%)
7	しお み みつる 塩 見 満	再任 男性 社外 独立	取締役 14回/14回 (100%)
8	ひら お かず ゆき 平 尾 一 之	再任 男性 社外 独立	取締役 14回/14回 (100%)
9	かつ み この み 勝 見 九 重	再任 女性 社外 独立	取締役 14回/14回 (100%)

- (注) 1. 社外は社外取締役候補者を、独立は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
2. 浅井基樹氏の出席状況は、2022年3月30日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 男性</div> ざい き まさ み 材 木 正 己 (1950年10月22日生)	1971年 3月 当社入社 2005年 3月 当社取締役 2010年 3月 当社常務取締役 2011年 3月 当社代表取締役 2013年 3月 当社代表取締役社長 2019年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現在)	81,212株
	(取締役候補者とした理由) 材木正己氏は、2013年3月から当社の代表取締役社長を務め、強いリーダーシップと決断力をもって長期ビジョン、中期経営計画の達成に向け、当社グループの経営を牽引しております。企業経営や国内外の業界における高い知見をもって、当社の経営ビジョン『世界中で認められ、求められるモノづくりソリューショングループ』の実現への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としております。		
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 男性</div> あら が まこと 荒 賀 誠 (1968年10月11日生)	1991年 4月 当社入社 2018年 3月 当社取締役経営企画室長兼人事総務部長兼監査部長 2018年10月 当社取締役経営管理部門担当 2019年 3月 当社取締役執行役員経営管理部門担当 2020年 3月 当社常務取締役常務執行役員経営管理部門担当 2021年 3月 当社代表取締役常務常務執行役員経営管理部門担当 2021年10月 当社代表取締役常務常務執行役員経営管理部門担当兼サステナビリティ推進室長 2022年 3月 当社代表取締役専務執行役員経営管理部門担当兼サステナビリティ推進室長兼日東公進(株)代表取締役社長 (現在)	21,808株
	(取締役候補者とした理由) 荒賀誠氏は、2021年3月から代表取締役として経営全般の管理・監督機能を担っております。また、経営管理部門担当として、中期経営計画の達成、サステナビリティ経営、ガバナンス強化、創業理念に基づく地方創生や健康経営の推進など多岐にわたる中核的役割を担っており、新中期経営計画においても、当社グループの牽引役としての役割に期待し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">男性</div> うえ じま のぶ ひろ 上 嶋 伸 宏 (1959年8月4日生)	1986年11月 当社入社 2008年4月 旭和螺絲工業股份有限公司 董事総経理兼日東精密螺絲工業 (浙江) 有限公司 董事長 2012年10月 当社ファスナー事業部品質管理部長 2015年3月 当社取締役ファスナー事業部 副事業部長兼製造部長 2016年3月 当社取締役ファスナー事業部 事業部長兼品質管理部長 2018年3月 当社取締役支店管理部門担当 兼東京支店長 2019年3月 当社取締役執行役員支店管理部門担当 兼東京支店長 2021年3月 当社取締役執行役員メディカル新規 事業部事業部長兼研究開発部門担当 兼研究開発部長(現在)	17,734株
(取締役候補者とした理由) 上嶋伸宏氏は、ファスナー事業部門経営および海外グループ会社経営で培われたイノベーション感覚・国際感覚を活かし、医療分野における新たな事業の推進にリーダーシップを発揮しております。新中期経営計画におけるメディカル事業の拡大に向け、医療用生体内溶解性高純度マグネシウム材料の実用化、医療機器開発などの役割に期待し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任 男性</div> <p style="text-align: center;">やま ぞえ しげ ひろ 山 添 重 博 (1960年2月15日生)</p>	<p>1989年10月 当社入社 2011年4月 当社制御システム事業部製造部長 2014年10月 当社生産技術部長 2017年3月 当社取締役制御システム事業部 事業部長兼生産技術部長 2019年3月 当社取締役執行役員制御システム 事業部事業部長兼生産技術部長 2020年3月 当社取締役執行役員制御システム 事業部事業部長兼生産技術部門担当 (現在)</p>	12,607株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>山添重博氏は、制御システム事業部門経営を通じて、計測検査業界における高い知見を有しております。また、生産技術部門担当として、地球環境の向上を図るための環境管理活動にリーダーシップを発揮しております。新中期経営計画における制御システム事業の拡大、事業活動すべてにおける環境対応、革新的な研究開発への役割に期待し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任 男性</div> <p style="text-align: center;">まつ もと しん いち 松 本 真 一 (1964年10月16日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2015年4月 当社財務部長 2018年3月 当社取締役財務部長 2018年10月 当社取締役財務部門担当兼財務部長 2019年3月 当社取締役執行役員財務部門担当 兼財務部長 2020年3月 当社取締役執行役員財務部門担当 兼監査部門担当 2021年3月 当社取締役執行役員財務部門担当 兼監査部門担当兼監査部長 2022年3月 当社取締役執行役員財務部門担当 兼支店管理部門担当 (現在)</p>	11,476株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>松本真一氏は、経理・財務に関する幅広い知見を活かし、当社グループの経営に財務面で貢献する一方、国内拠点管理の改善およびガバナンス体制の強化にリーダーシップを発揮しております。新中期経営計画における財務戦略、国内拠点における事業拡大支援への役割に期待し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数				
6	<table border="1"> <tr> <td>再任</td> <td>男性</td> </tr> </table> あさ いもと き 浅井基樹 (1967年1月14日生)	再任	男性	1985年4月 当社入社 2013年10月 当社大阪支店支店長 2015年4月 当社名古屋支店支店長兼ファスナー事業部販売部長 2018年4月 当社ファスナー事業部副事業部長 2019年3月 当社執行役員ファスナー事業部副事業部長 2020年3月 当社執行役員ファスナー事業部事業部長 2022年3月 当社取締役執行役員ファスナー事業部事業部長(現在)	7,371株		
再任	男性						
(取締役候補者とした理由) 浅井基樹氏は、長年の営業経験による締結業界における高い知見と高度な情報収集力を活かし、ファスナー事業の成長に貢献しております。また、グループ全体の協業による事業領域の拡充にリーダーシップを発揮しております。新中期経営計画におけるファスナー事業の拡大、グループの最適化による経営効率の向上への役割に期待し、引き続き取締役候補者としております。							
7	<table border="1"> <tr> <td>再任</td> <td>男性</td> </tr> <tr> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> しお みみつる 塩見満 (1962年7月29日生)	再任	男性	社外	独立	1989年4月 当社入社 2002年7月 当社退社 2006年10月 弁護士登録(京都弁護士会)(現在) 塩見法律事務所 設立(京都市) 2007年4月 塩見法律事務所 移転(福知山市) (現在) 2008年3月 税理士登録(近畿税理士会) 2016年3月 当社社外取締役(現在) 2019年5月 ㈱さとう 監査役(現在) 2019年10月 社会福祉法人空心福祉会理事(現在) 2021年5月 舞鶴倉庫㈱ 監査役(現在)	17,265株
再任	男性						
社外	独立						
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 塩見満氏は、法務・会計・税務に関する高度な専門的知見を活かした的確な助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬の決定プロセスや最高経営責任者等の後継者計画において客観的な視点での監督機能を果たしております。今後は、取締役会の透明性確保に加え、知財および財務戦略に関する助言をいただきたく、引き続き社外取締役候補者としております。							

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数				
8	<table border="1" data-bbox="311 329 471 409"> <tr> <td>再任</td> <td>男性</td> </tr> <tr> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> <p data-bbox="276 450 503 545"> ひら お かず ゆき 平 尾 一 之 (1951年5月29日生) </p>	再任	男性	社外	独立	<p>1998年8月 京都大学工学研究科材料化学専攻教授</p> <p>2006年12月 京都市イノベーションセンター センター長</p> <p>2013年1月 京都大学ナノテクノロジーハブ拠点長</p> <p>2014年7月 京都グリーンケミカルネットワーク 会長（現在）</p> <p>2017年3月 当社社外取締役（現在）</p> <p>2017年4月 京都大学名誉教授・特任教授（現在）</p> <p>2017年4月 京都市成長産業創造センター センター長（現在）</p> <p>2017年6月 日本セラミックス協会会長</p> <p>2018年4月 京都市桂イノベーションセンター センター長（現在）</p>	4,385株
再任	男性						
社外	独立						
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>平尾一之氏は、社外取締役となること以外に直接企業経営に関与した経験はありませんが、多くの団体の筆頭者としての経験と大学教授としての豊富な知見を活かした的確な助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬の決定プロセスや最高経営責任者等の後継者計画において客観的な視点で監督機能を果たしております。今後は、取締役会の透明性確保に加え、市場のマテリアリティに貢献できるものづくり・知財戦略に関する助言をいただきたく、引き続き社外取締役候補者としております。</p>							

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数				
9	<table border="1" data-bbox="314 323 471 405"> <tr> <td>再任</td> <td>女性</td> </tr> <tr> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> <p data-bbox="278 443 500 541">かつ み この み 勝 見 九 重 (1964年9月10日生)</p>	再任	女性	社外	独立	<p data-bbox="556 205 1022 266">2000年1月 社会保険労務士登録 (大阪府社会保険労務士会)</p> <p data-bbox="556 278 1085 338">2000年1月 勝見社会保険労務士事務所 設立 (現在)</p> <p data-bbox="556 350 1109 411">2005年9月 スリー・バイ・スリー 設立 代表</p> <p data-bbox="556 384 1135 444">2007年4月 産業カウンセラー (財団法人産業カウンセラー協会認定) (現在)</p> <p data-bbox="556 456 1115 517">2007年4月 特定社会保険労務士登録 (京都府社会保険労務士会) (現在)</p> <p data-bbox="556 529 1067 559">2008年4月 キャリアコンサルタント (現在)</p> <p data-bbox="556 565 973 595">2019年3月 当社社外取締役 (現在)</p> <p data-bbox="556 601 1135 662">2019年7月 ㈱スリー・バイ・スリー 代表取締役 (現在)</p>	867株
再任	女性						
社外	独立						
<p data-bbox="273 677 916 707">(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="261 713 1342 919">勝見九重氏は、企業の経営戦略としてのメンタルヘルスやワークライフバランスを取り入れた人財コンサルティングを展開しており、女性の活躍促進を含む多様性の実現に向けた確な助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬の決定プロセスや最高経営責任者等の後継者計画において客観的な視点で監督機能を果たしております。今後は、取締役会の透明性確保に加え、組織の活性化を図るための人的資本経営に関する助言をいただきたく、引き続き社外取締役候補者としております。</p>							

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 塩見満、平尾一之、勝見九重の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 塩見満氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 平尾一之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 勝見九重氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 塩見満氏は、過去に当社の従業員であったことがあります。が、会社法上の社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、同氏が再任された際には、引き続き東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
7. 平尾一之氏および勝見九重氏は、会社法上の社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、両氏が再任された際には、引き続き東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、塩見満、平尾一之、勝見九重の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の構成は次のとおりとなります。当社の経営戦略に照らし、取締役が備える専門性・経験は次のとおりであります。

			企業経営	サステナビリティ・ESG	財務・会計	法務・リスク マネジメント・ コンプライアンス (法令順守)	ガバナンス (企業統治)	製造・技術・ イノベーション	人事・労務・ 人材開発	ブランド戦略・ マーケティング・ 営業	海外事業・ 国際経験・ グローバル	業界知見
材木正己			●					●		●	●	●
荒賀 誠			●	●			●		●			
上嶋伸宏						●		●			●	
山添重博				●				●				●
松本真一					●	●					●	
浅井基樹								●		●		●
塩見 満	社外	弁護士			●	●	●					
平尾一之	社外	大学教授		●				●				●
勝見九重	社外	社会保険労務士		●			●		●			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役溝口克彦氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数				
<table border="1"> <tr> <td>新任</td> <td>男性</td> </tr> <tr> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> <p>もり た しん いちろう 森田真一郎 (1957年6月13日生)</p>	新任	男性	社外	独立	<p>1988年9月 グンゼ㈱入社 2011年4月 同社研究開発部第五研究室室長 2013年4月 同社執行役員メディカル事業部事業部長 2018年4月 同社執行役員メディカル事業部事業部長 兼QOL研究所所長 2021年6月 同社監査役(現在)</p>	0株
新任	男性					
社外	独立					
<p>(社外監査役候補者とした理由) 森田真一郎氏は、グンゼ㈱の執行役員を歴任され、現在はグンゼ㈱の監査役を務められております。その豊富な経験と幅広い知見を当社の監査業務の健全性・透明性の向上に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者としております。</p>						

- (注) 1. 森田真一郎氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森田真一郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 森田真一郎氏が監査役を務めるグンゼ㈱は、当社の株主であります。同社と当社との間に特記すべき取引はありません。
4. 森田真一郎氏は、会社法上の社外監査役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、同氏が監査役に選任された場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 森田真一郎氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。森田真一郎氏が選任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠監査役選任の効力が失効しますので、法令に定める社外監査役の員数が欠けた場合に備えて、社外監査役多賀野博一氏および第4号議案が原案どおり承認可決された場合に社外監査役に就任いたします森田真一郎氏の補欠の監査役として、四方浩人氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数			
<table border="1"> <tr> <td>社外</td> <td>独立</td> <td>男性</td> </tr> </table> し か た ひ ろ と 四 方 浩 人 (1968年7月27日生)	社外	独立	男性	1995年4月 中小企業診断士登録 (一般社団法人京都府中小企業診断協会) (現在) 2006年6月 公認会計士登録(日本公認会計士協会京滋会) (現在) 2007年11月 税理士登録(近畿税理士会)(現在) 2011年7月 ㈱MHCアドバイザリーサービス 設立 代表取締役(現在) 2017年7月 MHC税理士法人 設立 代表社員(現在) 2019年6月 日本公認会計士協会京滋会副会長 2022年6月 一般社団法人京都府中小企業診断協会副会長 (現在)	0株
社外	独立	男性			
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 四方浩人氏は、公認会計士および税理士として、企業の会計や税務に関する高度な専門的知識を有しており、当社の監査業務の健全性・透明性の向上の役割に期待し、補欠の社外監査役候補者としております。					

- (注) 1. 四方浩人氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 四方浩人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 四方浩人氏は、会社法上の社外監査役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、同氏が選任され、社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 4. 四方浩人氏が選任され、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。四方浩人氏が選任され、社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定並びに制度継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」、「役員賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」は、2017年3月30日開催の第111期定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認をいただき導入したのですが、今般、取締役の報酬体系の見直しを行い、本制度に業績連動の要素を追加するとともに、取締役に当社株式を交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が信託に拠出する金額の上限を変更したうえで本制度を継続することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものです。今般、かかる目的に加え、取締役により一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度に新たに中期経営計画「Mission G-second」と連動した業績連動の要素を追加することといたします。上記の目的達成は中期経営計画「Mission G-second」において掲げる戦略テーマである「持続可能なグループ」の実現に資するものと考えております。

なお、本制度に係る報酬枠は、従前と同様、2007年3月29日開催の第101期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額200百万円以内）とは別枠とします。また、本議案による変更後の本制度による報酬は、2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とします（ただし、下記のとおり、対象期間を延長することがあります）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 会社役員に関する事項（2）取締役および監査役の報酬等①に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2023年2月14日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の本制度の目的（上記）を達成するため、また、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員及び一部の従業員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2017年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2023年12月31日に終了する事業年度から2025年12月31日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金150百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり150,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に対し株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金150百万円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として追加信託することといたします（ただし、本信託内の当社株式の数が、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を交付するのに不足する場合には、本議案の承認決議後も、かかる上限金額の範囲内で、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式の取得資金をあわせて追加信託することがあるものとします。）。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規定に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（初回は中期経営計画「Mission G-second」において掲げている「営業利益率」・「ROE」・「ROIC」・「ESG指標（CO2削減率目標の達成率）」を予定しております。）の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、変更前の本制度と同様に、1事業年度あたり150,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式（なお、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

【ご参考】第118期（2023年度）における当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。今般、取締役により一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、株式報酬制度に新たに中期経営計画「Mission G-second」と連動した業績連動の要素を追加し、一部報酬制度を見直します。

第117期定時株主総会において取締役の報酬等に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、当社取締役の個人別の報酬等決定方針を以下のとおり定めました。

① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、役員賞与、業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うものとし

ております。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等の基本的な方針、取締役の報酬限度額、その他経営上の重要な報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申いたします。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、役割、担当する職責等に応じて、会社の業績、社会水準、従業員給与等のバランスや当社の企業規模を勘案して決定するものとしております。

b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取り組み状況、従業員への賞与の支給状況、ガバナンスの状況などを総合的に勘案して、算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

非金銭報酬等は、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対するインセンティブを付与することを目的として導入しており、取締役に対して「営業利益率」・「ROE」・「ROIC」および「ESG指標（CO2削減率目標の達成率）」等の業績達成基準を定めた当社株式交付規定等に従って付与されるポイント数に応じ、当社が設定する信託を通じて当社株式が付与される業績連動型株式報酬としております。

c. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に関する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、第三者機関実施による役員報酬サーベイに基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役職ほどに業績連動が高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、各役位における基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の額の割合は概ね下表のとおりです。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	50%～80%	10%～30%	5%～25%
専務取締役	50%～80%	10%～30%	5%～25%
常務取締役	50%～80%	10%～30%	5%～25%
取締役	60%～90%	5%～20%	5%～20%

※業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等には業績連動型株式報酬を含めています。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう指名報酬委員会から答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととしております。

監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定については、基本報酬のみであり、株主総会で決議された報酬総額の最高限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

以上

【添付書類】

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、脱コロナによる景気拡大が期待されましたが、ロシアのウクライナに対する軍事進攻の長期化に伴うエネルギー危機の深刻化、中国におけるゼロコロナ政策に伴う経済活動の停滞などにより、年末にかけて減速感が強まりました。わが国においても、オミクロン株によるコロナ感染の拡大、日米金利差拡大を受けた円安による物価の上昇、海外景気の悪化に伴う輸出の減少など、極めて厳しい状況で推移しました。

このような経営環境において、当社は、中期経営計画「NITTOSEIKO Mission“G”（2019年～2022年）」の最終年度として、自動車業界や建築業界を中心に幅広く安定した顧客基盤を有する企業の子会社化、世界最大規模の産業技術専門展示会「ハノーバー メッセ 2022」への出展など、既存事業の拡充を図る一方、探索研究から非臨床試験、臨床試験までシームレスなサポートで、農・医薬品、医療機器の開発支援を行う企業との業務提携、理美容業界向けの新製品開発など、新たな事業分野への進出に尽力しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は440億2千1百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益は29億3千1百万円（前年同期比9.8%減）、経常利益は32億3千5百万円（前年同期比7.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億2千8百万円（前年同期比16.9%減）となりました。

セグメント別の概況につきましては、次のとおりです。

〈ファスナー事業〉

当事業につきましては、強固な異種金属接合を実現する「アクローズ」や「アクローズ ハイブリッド」、高精度で大量生産を可能にした「ギヤ部品」などの自動車のEV関連製品が増加する一方、世界的な半導体不足の長期化に伴う市場の減速により、精密ねじ、一般ねじともに、需要が減少しました。また、エネルギーや原材料価格の高騰により、利益環境は厳しい状況となりました。

このような状況のもと、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、自動車関連業界を中心に評価が高い「アクローズ」や「アクローズ ハイブリッド」、締結部材の反りや圧入箇所

のバリの発生を軽減しつつ、回り止め強度を得ることができる「ジョイスタッド（旧製品名称：新型クリンチングスタッドボルト）」の販売促進に取り組みました。また、輸送および生産効率の向上、CO₂排出量の削減を図るため、生産工場を中心とする事業環境の集約に着手しました。

この結果、売上高は321億9千9百万円（前年同期比15.4%増）、営業利益は16億4千8百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

〈産機事業〉

当事業につきましては、主な需要先である自動車関連業界のCASEおよびEVに関わる設備や住宅・建築業界の省人化対応の設備を中心に堅調に推移するものの、半導体不足の長期化に伴う需要先工場の一部稼働停止、中国のロックダウンを背景とする需要先のサプライチェーン見直しによる設備投資の抑制・延期、インフレの加速・金融引き締めの影響による海外景気の減速など、標準機、自動組立ラインともに厳しい事業環境となりました。

このような状況のもと、ロボットメーカーの垂直多関節型ロボットと当社のねじ締めユニットを融合し、容易にねじ締め工程の自動化を可能にした、垂直多関節型ねじ締めロボット「SR825ARシリーズ」を開発し、ロボットメーカーと共同で需要の拡大に取り組みました。併せて、需要先の環境負荷の低減に貢献する、軽量単軸自動ねじ締め機「FM514VZ」「FM514CZ」を市場へ投入しました。また、購買システムの効率化に取り組み、部品調達の安定化に努めました。

この結果、売上高は65億1千5百万円（前年同期比9.3%減）、営業利益は12億2千7百万円（前年同期比23.7%減）となりました。

〈制御事業〉

当事業につきましては、流量計は、需要先の気候変動対策としての燃費転換に伴う需要や非常用発電機向けの需要が増加しました。システム製品は、自動車関連業界を中心に検査装置やマイクロバブル洗浄装置の需要は高いものの、半導体不足による需要先の生産調整に伴い低調となりました。地盤調査機「ジオカルテ」は、安定した住宅需要と買い替え需要により堅調に推移しておりましたが、後半は低調となりました。

このような状況のもと、分析・計測に関する大規模な展示会を利用し、グループ会社とともに、水分測定装置や、サステナビリティ経営として注目されるマイクロバブル洗浄装置の需要拡大に努めました。また、マイクロバブル生成技術を利用したマイクロバブルシャワーシステムを開発し、理美容業界を中心とする新たな市場の開拓に努めました。

この結果、売上高は52億9千6百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益は1億5千7百万円（前年同期比0.7%増）となりました。

〈メディカル事業〉

当事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による医療崩壊の経験から、オンライン診療の拡大による遠隔モニタリング機器等の需要が増加する一方、従来の医療資源の需要が減少しました。また、エネルギー関連経費の上昇による医療機関の経営状況が悪化するなど、事業環境は厳しい状況となりました。

このような状況のもと、臨床試験機関への販売促進と医療機器販売会社を通じた販路拡大に努めました。また、「医療用生体内溶解性高純度マグネシウム材料」の製品化に向けた取り組みと併せて、生命倫理体制の強化、医療機関等との関係の透明性確保など、ガバナンスの強化を図りました。

この結果、売上高は1千万円（前年同期比56.1%減）、営業損失は1億2百万円（前期は営業損失6千1百万円）となりました。

企業集団の事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

区 分	第116期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで		第117期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで		前期比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
ファスナー事業	27,896	68.8%	32,199	73.2%	4,302	15.4%
産機事業	7,182	17.7%	6,515	14.8%	△666	△9.3%
制御事業	5,416	13.4%	5,296	12.0%	△120	△2.2%
メディカル事業	23	0.1%	10	0.0%	△13	△56.1%
合 計	40,518	100.0%	44,021	100.0%	3,502	8.6%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は11億2千2百万円であり、その主なものはねじ製造用機械の取得など、ファスナー事業部に関するもの9億1千万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等に必要な資金は、自己資金でまかないました。

(4) 財産および損益の状況の推移

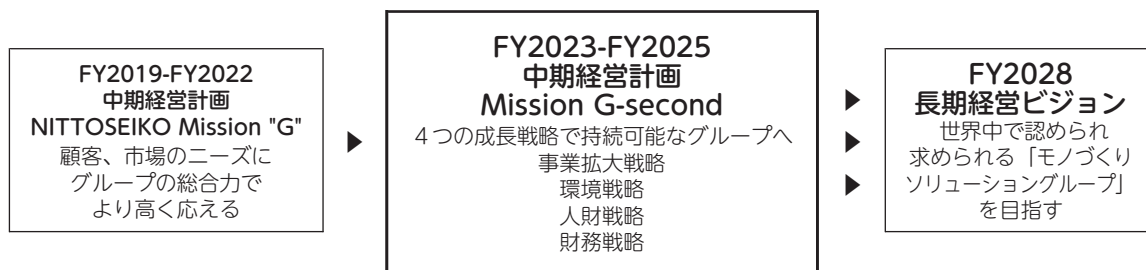
(単位：百万円)

区 分	第114期 (2019年12月期)	第115期 (2020年12月期)	第116期 (2021年12月期)	第117期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高	34,857	32,904	40,518	44,021
経常利益	2,853	1,418	3,487	3,235
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,937	764	2,200	1,828
1株当たり当期純利益	52円08銭	20円78銭	59円63銭	49円50銭
総 資 産	45,989	46,222	50,924	53,408
純 資 産	29,600	29,858	32,702	34,501

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2023年～2025年までの3年間を対象とする新中期経営計画「Mission G-second」を策定しました。この計画は、2028年の長期経営ビジョン『世界中で認められ求められる「モノづくりソリューショングループ」を目指す』のセカンドステージとなります。ファーストステージである2019年～2022年までの4年間を対象とする中期経営計画「NITTOSEIKO Mission “G”」では、事業領域や拠点の拡大によって成長したグループ内の連携を高め、お客さまへのモノづくりを点ではなく面で支えるグループを目指してまいりました。この4年間の中では、パンデミックや武力紛争、部材不足、エネルギー価格の高騰といった事業継続に影響する様々なリスクが発生しました。また、環境や社会課題に対する企業の存在価値も強く求められています。

新中期経営計画「Mission G-second」では、引き続き事業拡大に取り組みながらも、社会が求める課題解決を事業に連動させるとともに、様々なリスクに対して、安定して対応できる強固な基盤を構築してまいります。



新中期経営計画「Mission G-second」では、当社グループや社会を取り巻く課題に対して、4つの戦略で取り組んでいきます。

① 事業拡大戦略

当社グループの事業を取り巻く業界や市場の課題に対して、事業それぞれのコア・コンピタンスを活かし、ポートフォリオの最適化を図りながら、常に他ではできないソリューションビジネスを展開していきます。

部品製造を中心とするファスナー事業においては、自動車業界を中心に、軽量素材、薄肉化、小型化といった環境や安全への対応は、日々進化し高度化しています。当事業が主力とする締結部品は、このような変化に対して一般の規格品では対応できなくなっており、母体の機能を損なわない、安全な締結が求められています。このように締結の多様性が求められる状況においては、独自の開発力で個々に最適な提案を行う当事業のビジネススタイルが今後は益々強みとして

活かされると考えております。またサプライチェーンの見直しは今後益々加速していくと考えられます。海外拠点を含めて地産地消の一貫生産を行っている当事業のスタイルは、お客さまの生産に対する安定、安心につながると考えており、さらに重点エリアへの積極的な事業拡大を進めてまいります。

生産や分析、検査装置を製造する産機事業・制御事業においては、短期的には経済の動向に左右されるものの、労働力不足や製造コストの削減による自動化の需要は拡大していくと考えています。その中で、ニーズの中心となるのが環境とDXです。軽量化、効率化といった省電力への対応、AIやIoTといった機能性の開発に注力していくとともに、高需要となるエリアを予測し、先行して身近な対応ができる体制の強化を図り、事業拡大を目指します。

② 環境戦略

環境対応において、特にGHG排出量の削減が、当社のマテリアリティであると考えています。まずは排出量が比較的少ない産機事業、制御事業を再生可能エネルギーの活用などにより、ゼロカーボン化を目指します。排出量が多いファスナー事業においては、再生可能エネルギーの活用を行うとともに、省電力化、生産効率の向上、代替エネルギーへの切り替えなどを行いながら段階的に進めていきます。

2050年のカーボンゼロ化に向け、2030年に2019年比30%削減を目指します。その過程において、新中期経営計画「Mission G-second」では12%削減を目標としています。

③ 人財戦略

当社は創立から一貫して、社会貢献への重要性、人格の形成を中心に、独自の教育制度を用いて人財育成に取り組んでいます。この創業精神を体現化していくことは、昨今のESG活動においても十分に活かされると考えていますが、長期経営ビジョンである『モノづくりソリューショングループ』の早期実現を目指すためには、生産性向上のプロフェッショナル育成、創造力を高めるエンゲージメントの向上に注力していく必要があると考えており、人的資本の投資がこれらの結果に結びつく取り組みを進めていきます。

④ 財務戦略

長期化が予想される原材料やエネルギーの高騰や、ESGへの対応、企業価値の向上のため、グループの収益性をさらに高めていく必要があると考えています。ROICを指標とする資本コスト経営をグループに展開し、資本回転率の向上やキャッシュ・フローの効率化を中心に事業の最適化を図っていきます。

新中期経営計画「Mission G-second」の詳細は、
当社ウェブサイト <https://www.nittoseiko.co.jp/> をご覧ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率 または出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日 東 公 進 株 式 会 社	20,000千円	100.0%	精密機械装置の製造・販売
和 光 株 式 会 社	90,000千円	100.0%	工業用ファスナー類の販売
株 式 会 社 協 栄 製 作 所	150,000千円	89.5%	工業用ファスナーの製造・販売
株 式 会 社 伸 和 精 工	173,800千円	100.0%	精密プレス金型の製造・販売
松 浦 屋 株 式 会 社	30,000千円	52.0%	工業用ファスナー類の販売
日東精工アナリティック株式会社	335,000千円	100.0%	分析関連機器の製造・販売
ケ ー エ ム 精 工 株 式 会 社	45,000千円	100.0%	工業用ファスナーの製造・販売
PT.NITTO ALAM INDONESIA	117,230,104千ルピア	100.0%	工業用ファスナーの製造・販売
NITTO SEIKO (THAILAND) CO.,LTD.	100,000千バーツ	57.9%	工業用ファスナーの製造・販売
旭和螺絲工業股份有限公司	100,003千NTドル	50.0%	工業用ファスナーの製造・販売
日東精密螺絲工業（浙江）有限公司	74,217千人民币元	50.0%	工業用ファスナーの製造・販売

(注) 当社は、2022年4月1日にケーエム精工株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区 分	主	要	製	品
ファスナー事業	ね じ 類 特殊冷間圧造部品 ピンおよびリベット 測定器および工具 複 合 成 形 部 品 異 種 金 属 接 合 ボ ル ト			精密ねじ、十字穴付ねじ（小ねじ、タッピングねじ、タップタイトねじ、特殊駆動穴付ねじ）、座金付ねじ、ロングロックねじ、トルクスねじ 多段ヘッダーによる圧造部品 スパイロールピン、チューブラリベット、溝付ピン 十字穴用ゲージ、ヘッディングパンチ、ねじ転造用ダイプレート、ビット 樹脂製ねじ、金属と樹脂の一体成形部品 AKROSE（アクローズ） 六角ボルト、Tボルト、ジョイスタッド
産機事業	自動ねじ締め機 自動リベットかしめ機 自動ハトメかしめ機 自動組立機 産業用ロボット ド ラ イ バ ー			スタンドマット、フィードマット、単軸・多軸ねじ締め機 リベットセッタ アイレット フリーサイクルコンベア ニトマン、ねじロボ KX・NXドライバ
制御事業	各 種 流 量 計 L P G 充 填 装 置 デ ー タ ロ ガ ー 地 盤 調 査 機 検 査 選 別 装 置 洗 浄 装 置 分 析 ・ 計 測 機 器			ロータリ流量計（電子式、機械式、防爆型、食品用等）、微少流量計、スライドベーン流量計、タービン流量計（工業用、地下水用）、質量流量計、電磁流量計 オートガス・スタンド用、ボンベ用 ガス圧記録計、データ処理ユニット ジオカルテ ミストル、キズミル マイクロバブル洗浄装置、BUBLISS（バブリス） 水分計、滴定計、元素計、試料燃焼装置、抵抗率計
メディカル事業	医 療 用 照 明 器			フリーレッド

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所および工場の状況

名 称	所 在 地
本社	京都府 綾部市
東京支店	神奈川県 横浜市
大阪支店	大阪府 東大阪市
名古屋支店	愛知県 名古屋市
北関東営業所	群馬県 邑楽郡大泉町
広島営業所	広島県 広島市

名 称	所 在 地
本社工場	京都府 綾部市
八田工場	京都府 綾部市
城山工場	京都府 綾部市
制御システム工場	京都府 綾部市

② 子会社の事業所

国内

名 称	所 在 地
日東公進株式会社	京都府 綾部市
和光株式会社	群馬県 邑楽郡大泉町
株式会社協栄製作所	奈良県 五條市
株式会社伸和精工	長野県 上伊那郡箕輪町
松浦屋株式会社	東京都 品川区
日東精工アナリテック株式会社	神奈川県 大和市
ケーエム精工株式会社	大阪府 東大阪市

海外

名 称	所 在 地
PT.NITTO ALAM INDONESIA	インドネシア共和国 タンゲラン市
NITTO SEIKO (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国 サムットプラカーン県
旭和螺絲工業股份有限公司	台湾 高雄市
日東精密螺絲工業（浙江）有限公司	中国 浙江省

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
1,990名	102名増

(注) 従業員数には、パートタイマー・嘱託等300名は含んでおりません。

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
526名	10名減	42.8才	20.8年

(注) 従業員数には、嘱託等64名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社京都銀行	1,529百万円
株式会社三菱UFJ銀行	350百万円
株式会社八十二銀行	265百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 …………… 98,800,000株

(2) 発行済株式の総数 …………… 39,985,017株（自己株式2,803,206株を含む）

（注）上記の自己株式数には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株を含んでおります。また、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式139,214株は含んでおりません。

(3) 株主数 …………… 5,982名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,973千株	10.68%
日 東 精 工 協 友 会	3,380千株	9.09%
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,855千株	4.99%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,717千株	4.61%
神 鋼 商 事 株 式 会 社	1,499千株	4.03%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,350千株	3.63%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,347千株	3.62%
グ ン ゼ 株 式 会 社	1,084千株	2.91%
日 東 精 工 従 業 員 持 株 会	859千株	2.31%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	619千株	1.66%

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（2,803千株）を除いて計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	21,897株	1名

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (2) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
(代表取締役) 取締役社長	材 木 正 己	社長執行役員
(代表取締役)	荒 賀 誠	専務執行役員 経営管理部門担当 兼サステナビリティ推進室長 日東公進(株) 代表取締役社長
取 締 役	上 嶋 伸 宏	執行役員 メディカル新規事業部事業部長 兼研究開発部門担当兼研究開発部長
取 締 役	山 添 重 博	執行役員 制御システム事業部事業部長 兼生産技術部門担当
取 締 役	松 本 真 一	執行役員 財務部門担当兼支店管理部門担当
取 締 役	浅 井 基 樹	執行役員 ファスナー事業部事業部長
取 締 役	塩 見 満	塩見法律事務所 弁護士 (株)さとう 監査役 舞鶴倉庫(株) 監査役
取 締 役	平 尾 一 之	京都市成長産業創造センター センター長 京都市桂イノベーションセンター センター長 京都大学 名誉教授・特任教授
取 締 役	勝 見 九 重	(株)スリー・バイ・スリー 代表取締役
監 査 役 (常 勤)	北 谷 明	日東公進(株) 監査役
監 査 役	溝 口 克 彦	
監 査 役	多 賀 野 博 一	京都クレジットサービス(株) 代表取締役社長 京銀カードサービス(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役塩見満氏、取締役平尾一之氏および取締役勝見九重氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、取締役塩見満氏、取締役平尾一之氏および取締役勝見九重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役溝口克彦氏および監査役多賀野博一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、監査役溝口克彦氏および監査役多賀野博一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役多賀野博一氏は、金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 2022年3月30日開催の第116期定時株主総会において、浅井基樹氏が新たに取締役を選任され、就任いたしました。
5. 2022年3月30日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役澤井健氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、役員賞与、株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うものとしております。

なお、2020年11月13日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、代表取締役1名、独立役員3名を構成員とした委員4名を選任いたしました。指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等の基本的な方針、取締役の報酬限度額、その他経営上の重要な報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申いたします。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、役割、担当する職責等に応じて、会社の業績、社会水準、従業員給与等のバランスや当社の企業規模を勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取り組み状況、従業員への賞与の支給状況、ガバナンスの状況などを総合的に勘案して、算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対するインセンティブを付与することを目的として導入しており、取締役に対して当社株式交付規定に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が設定する信託を通じて付与される株式報酬とする。

c. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に関する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、第三者機関実施による役員報酬サーベイに基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役職ほどに業績連動が高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%～80%	15%～25%	5%～15%
常務取締役	60%～80%	15%～25%	5%～15%
取締役	70%～90%	5%～15%	5%～15%

※業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等には株式報酬が含まれている。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう指名報酬委員会から答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定につきましては、基本報酬のみであり、株主総会で決議された報酬総額の最高限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	169 (15)	119 (15)	32 (-)	17 (-)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (8)	20 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	189 (23)	139 (23)	32 (-)	17 (-)	13 (5)

- (注) 1. 上記には、2022年3月30日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の当社グループの連結営業利益達成度であり、その実績は、連結営業利益2,931百万円、連結営業利益率6.7%であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬にかかる指標に適していると判断したからであります。また、その業績連動報酬の額または算定方法は、「① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項 b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項 b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。なお、当事業年度における株式の交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬等の限度額は、2007年3月29日開催の第101期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。また、上記報酬限度額とは別枠で、2017年3月30日開催の第111期定時株主総会の決議により、株式報酬制度において信託に拠出する上限額は、6年間の信託期間を対象として合

計225百万円としております。

5. 監査役の報酬等の限度額は、2007年3月29日開催の第101期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長材木正己に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況と各取締役の活動状況を把握できる立場である代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、役員退職慰労金制度を2017年3月30日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、退任時に支払うことを当該定時株主総会で決議いたしました。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名（うち社外取締役0名）に対し、2百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役および社外監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役	塩 見 満	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての法務・会計・税務に関する高度な専門的知見を活かして、適宜質問し意見を述べております。当社の適切な情報開示と取締役会の透明性確保に関し、適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
取 締 役	平 尾 一 之	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、団体の筆頭者としての経験と大学教授としての豊富な知見を活かして、適宜質問し意見を述べております。当社のサステナビリティ経営に基づくイノベーションと取締役会の透明性確保に関し、適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
取 締 役	勝 見 九 重	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、産業カウンセラーとしての豊富な経験と社会保険労務士としての専門的知見を活かして、適宜質問し意見を述べております。当社の女性活躍促進を含む多様性の確保を前提とした人材戦略と取締役会の透明性確保に関し、適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監 査 役	溝 口 克 彦	当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査役会16回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	多賀野 博 一	当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査役会16回の全てに出席し、金融機関での豊富な経験と企業経営者としての高い見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る報酬等の額	28,000
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

- (注) 1. 当社監査役会は、前期の会計監査人の監査実績の分析・評価、当期の監査計画、報酬見積りの算定根拠および会社との交渉経緯の聴取結果などを参考に審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）が行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める理由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、当社監査役会はその決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役および監査役、ならびに当社子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者。

(2) 保険契約の内容の概要

保険適用地域は全世界、保険期間は2022年12月25日から2023年12月25日とし、被保険者が職務の執行につき行った行為または不作為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を填補する。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為等は免責とする。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、業務の適正を確保するための体制に関し、2015年4月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定し、その後、2017年2月14日開催の当社取締役会、および2021年2月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および使用人に法令・定款等の遵守を徹底するため、企業倫理綱領の整備、見直し等を行うとともに、取締役、執行役員および使用人が法令・定款等の違反に関する行為を発見した場合の報告手段としての内部通報制度の、さらなる周知徹底を図るとともに、公益通報者の保護を図り、適法かつ公正な事業運営を図る。
- ② 社長が指名した監査部門担当取締役の下に設置した監査部による業務のモニタリングを実施し、法令、定款および社内規定に則り、妥当かつ合理的に実施されているかを調査し、社長に報告する。
- ③ 関連する法規の制定・改正があった場合は、必要な研修を実施する。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
- ⑤ 反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、またその活動を助長するような行為は行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、常勤役員会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報の取扱いについては、法令および文書帳票保管および処分規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間保存する。
- ② 取締役および監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① リスクマネジメント規定に基づき、リスク発生の防止および損失の最小化のため、リスクカタログを作成し、当社が抱える諸リスクの抽出、分析、評価、優先度の決定を実施し対応を図る。
- ② 当社の経営または事業活動に重大な影響を与えると判断される突発的なリスク発生時には、

危機管理委員会規定に基づき取締役社長が委員長として危機管理委員会を招集し、速やかに問題の解決にあたる。

- ③ 情報漏洩等による企業の信頼の喪失および経済的損失を防止するため、企業機密管理規定および運用細則に基づき、当社が有する重要な情報を適切に管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役職務権限規定等に基づき運営を行うとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定する常務会・常勤役員会等の有効的活用、および各部門の有効な連携の確保のための制度の整備、運用等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確にすることで、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の機動性の向上、コーポレートガバナンスのレベルアップを図る。
- ③ 取締役会における取締役等の指名および報酬等の意思決定のプロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。当諮問委員会は、取締役等の選解任に関する事項および報酬等について審議した結果を取締役に答申する。
- ④ 日常の職務遂行に際しては、職責権限規定等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および子会社と関連会社（以下、子会社等という）から成る企業集団の業務の適正を確保するため、またグループ間取引の適正を図るため、関係会社管理規定に基づき、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理および指導を行う管理部署を設置するとともに、適切な監視体制および報告体制を確保する。
- ② すべてのステークホルダーとの信頼をさらに高めるとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業倫理綱領を子会社等の指針として積極的に展開する。
- ③ 子会社等は関係会社管理規定に従い、定期的に業務執行状況を当社に報告する。
- ④ 子会社等との会議を定期的実施し、子会社等の経営方針・経営計画についてチェックと調整を行う。
- ⑤ 関係会社管理規定に従い、子会社等に対し内部監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、その人選にあたっては監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、事前に監査役と協議の上、決定し、その人事考課については常勤監査役が行う。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

(8) 取締役、執行役員および使用人並びに子会社の取締役、監査役等が監査役に報告をするための体制と、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および使用人、並びに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。
- ② 取締役、執行役員および使用人、並びに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社および子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は監査の実施にあたり必要と認めた時は、自らの判断で顧問弁護士や公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。
- ② 監査役は監査の実効性を高めるため、会計監査人および内部監査部門と連携強化を図るとともに、会計監査人から会計監査内容について、また内部監査部門から内部監査の実施状況について報告を受ける。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを実施いたしました。

(1) コンプライアンス

法令遵守を徹底するため、倫理規定および独占禁止法マニュアル等並びに、内部通報規定に基づき、当社監査部および顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を運用し、法令違反・不正行為等の防止および早期発見に努めております。

(2) リスク管理体制

当社およびグループ会社のリスクマネジメントに関する基本的事項を定め、リスクの防止および損失の最小化を目的としたリスクマネジメント規定に基づき、リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスクマネジメントに関する方針の策定、教育等を実施しました。また、リスクカタログの見直しを行い、当社が抱えるリスクの抽出、分析、再評価を実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行

取締役職務権限規定等に基づいて取締役が法令および定款に基づき職務を執行するとともに、全社的な重要事項については常務会において検討を行い、意思決定の迅速化を図りました。また、取締役会、常勤役員会の議案については、事前に取締役に提供を行う等の効率化に努めております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社グループ会社の十分な管理を実施するため、関係会社管理規定を見直すとともに、グループ各社への取締役および監査役の派遣、関係会社管理規定に基づく管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。

また、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。

(5) 監査役

会計監査人、監査部等の内部統制に係わる組織と定期的に情報交換することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	34,342,500	流 動 負 債	14,601,312
現金及び預金	9,098,940	支払手形及び買掛金	4,468,705
受取手形及び売掛金	9,890,226	電子記録債務	4,546,412
電子記録債権	4,096,689	短期借入金	2,436,836
商品及び製品	4,359,638	未払金	529,316
仕掛品	2,835,323	未払法人税等	758,998
原材料及び貯蔵品	2,886,760	未払消費税等	125,324
未収入金	873,875	賞与引当金	263,798
その他	307,505	その他	1,471,920
貸倒引当金	△6,458	固 定 負 債	4,304,880
固 定 資 産	19,065,687	長期借入金	559,973
有形固定資産	14,085,959	退職給付に係る負債	2,585,929
建物及び構築物	4,240,912	役員退職引当金	193,762
機械装置及び運搬具	3,007,907	役員株式給付引当金	62,237
土地	5,608,449	その他	902,977
建設仮勘定	712,956	負 債 合 計	18,906,193
その他	515,733	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,146,669	株 主 資 本	30,484,763
ソフトウェア	408,588	資本金	3,522,580
のれん	467,671	資本剰余金	2,674,370
その他	270,410	利益剰余金	25,534,331
投資その他の資産	3,833,058	自己株式	△1,246,518
投資有価証券	1,168,756	その他の包括利益累計額	272,627
繰延税金資産	678,324	その他有価証券評価差額金	60,050
退職給付に係る資産	1,350,119	為替換算調整勘定	81,013
その他	636,857	退職給付に係る調整累計額	131,562
貸倒引当金	△1,000	非支配株主持分	3,744,604
資 産 合 計	53,408,188	純 資 産 合 計	34,501,994
		負債及び純資産合計	53,408,188

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

単位：千円（未満切捨て）

科 目	金 額
売上高	44,021,468
売上原価	33,644,218
売上総利益	10,377,249
販売費及び一般管理費	7,445,452
営業利益	2,931,796
営業外収益	
受取利息及び配当金	36,269
受取賃貸料	87,966
為替差益	125,657
雑収入	222,923
営業外費用	
支払利息	25,060
賃貸収入原価	67,634
雑損失	76,721
経常利益	3,235,197
特別利益	
固定資産売却益	8,053
投資有価証券売却益	41,424
負ののれん発生益	352,455
特別損失	
固定資産処分損	21,000
投資有価証券評価損	421,848
税金等調整前当期純利益	3,194,281
法人税、住民税及び事業税	1,173,810
法人税等調整額	△59,295
当期純利益	2,079,766
非支配株主に帰属する当期純利益	251,119
親会社株主に帰属する当期純利益	1,828,647

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,916,056	流動負債	6,212,925
現金及び預金	3,355,055	買掛金	1,072,620
受取手形	2,058,375	電子記録債務	2,683,643
売掛金	2,538,001	短期借入金	1,204,614
電子記録債権	2,412,476	未払金	191,512
商品及び製品	1,019,227	未払法人税等	390,065
仕掛品	1,465,532	未払費用	243,712
材料及び貯蔵品	1,225,273	預り金	156,111
前払費用	23,960	賞与引当金	56,000
未収入金	613,816	その他	214,644
その他の金	205,337	固定負債	1,889,780
貸倒引当金	△1,000	退職給付引当金	1,699,002
固定資産	17,820,976	役員株式給付引当金	62,237
有形固定資産	6,299,415	長期預り保証金	82,185
建物	1,311,161	その他	46,354
構築物	198,097	負債合計	8,102,706
機械及び装置	910,570	純資産の部	
車両運搬具	14,584	株主資本	24,604,059
工具、器具及び備品	131,352	資本金	3,522,580
土地	3,083,023	資本剰余金	2,527,803
建設仮勘定	650,624	資本準備金	880,645
無形固定資産	88,191	その他資本剰余金	1,647,158
ソフトウェア	84,071	利益剰余金	19,769,138
その他の	4,119	その他利益剰余金	19,769,138
投資その他の資産	11,433,369	配当準備積立金	145,000
投資有価証券	613,982	買換資産圧縮積立金	134,317
関係会社株式	8,694,911	別途積立金	16,700,000
長期貸付金	424,700	繰越利益剰余金	2,789,820
長期前払費用	14,054	自己株式	△1,215,462
繰延税金資産	479,437	評価・換算差額等	30,267
前払年金費用	1,065,156	その他有価証券評価差額金	30,267
その他の	142,127	純資産合計	24,634,327
貸倒引当金	△1,000	負債及び純資産合計	32,737,033
資産合計	32,737,033		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

単位：千円 (未満切捨て)

科 目	金 額
売上高	16,543,554
売上原価	12,734,717
売上総利益	3,808,836
販売費及び一般管理費	2,289,205
営業利益	1,519,631
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	559,530
受取賃貸料	104,766
その他	96,957
営業外費用	
支払利息	2,751
賃貸収入原価	89,304
その他	3,342
経常利益	2,185,486
特別利益	
固定資産売却益	15
特別損失	
固定資産処分損	13,485
投資有価証券評価損	421,848
税引前当期純利益	1,750,167
法人税、住民税及び事業税	524,049
法人税等調整額	△41,897
当期純利益	1,268,014

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

日東精工株式会社
取締役会 御中

PWC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 中村 源
業務執行社員
指定社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東精工株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

日東精工株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 中村 源
業務執行社員
指定社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東精工株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

日東精工株式会社 監査役会

常勤監査役 北谷 明 ㊟

社外監査役 溝口 克彦 ㊟

社外監査役 多賀野 博一 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

日時

2023年3月30日(木曜日)

午後1時

会場

京都府綾部市井倉町

梅ヶ畑20番地

当社会議室



交通



JR山陰本線・舞鶴線 **綾部駅**より約1.3 km (徒歩約14分/タクシー約5分)



舞鶴若狭自動車道 綾部インターチェンジより約4.2 km(車約10分)

日東精工株式会社

<https://www.nittoseiko.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

